障害者活躍推進計画

機関名	飯能市(市長部局)
任命権者	飯能市長
計画期間	令和2年度~令和6年度(5年間)
障害者雇用に関	飯能市においては、法定雇用率を達成している。今後も法定雇用率の達成をはじ
する課題	め、障害のある職員の働きやすい環境の整備を進めていく必要がある。

目標

①採用に関する	【実雇用率】 (各年6月1日時点)
目標	(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上
	(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率:2.55%
	(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する	不本意な離職者を極力生じさせない
目標	(評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用
	者の定着状況を把握・進捗管理。

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1)組織面	○障害者雇用推進者として、職員課長を選任する。	
	○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的	
	に更新を行う。	
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者 (選任予定の者を含む。) について、埼玉	
	労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。	
	○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害	
	者雇用対策課又は埼玉労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター	
	養成講座」の受講案内を行い、参加を募る(過去に同講座を受講したことがな	
	い職員に限る。)。	

- 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出
- ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができている かの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
- 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1)職務環境	○基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境
	整備を検討する。
	○人事評価の面談等を活用し、定期的に必要な配慮等を把握し、継続的に必要な
	措置を講じる。
	○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な
	負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法
	や職務の選定を工夫する。
	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」と
	いった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)その他の人事	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
管理	○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、
	円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、
	働き方、キャリア形成等の取組を行う。

4. その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設 等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。